

東近江行政組合公平委員会公印規則

(昭和53年1月24日)
(中部地域消防組合公平委員会規則第3号)

改正 平成3年3月1日 公平委規則第2号
平成10年3月31日 公平委規則第2号

(総則)

第1条 この規則は、東近江行政組合公平委員会の公印について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次のとおりとする。

- (1) 東近江行政組合公平委員会印
- (2) 東近江行政組合公平委員会委員長印

(公印の寸法、用途及びひな形)

第3条 公印の寸法、用途は、別表第1のとおりとする。

2 公印のひな形は、別表第2のとおりとする。

(公印の管守)

第4条 公印は、常に堅固な容器に納め、その取扱いを厳正にしなければならない。

(その他必要な事項)

第5条 その他公印の取扱いに関し必要な事項は、東近江行政組合公印規程（昭和47年中部地域消防組合訓令第2号）を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成3年3月1日公平委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年3月31日公平委規則第2号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条第1項関係)

公印の名称	寸法	印材	書体	使途	管守者
東近江行政組合 公平委員会印	方21	木印	れい書	委員会名をもつて発する文書	総括管理課長
東近江行政組合 公平委員会委員 長印	方21	木印	れい書	委員長名をもつて発する文書	総括管理課長

別表第2 (第3条第2項関係)

(1)



(2)

